㈡　新潟

イ）北陸自動車道の西山インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。

ロ）北陸自動車道の西山インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。

ハ）北陸自動車道の西山インターチェンジから三条燕インターチェンジまでの区間。

ニ）北陸自動車道の西山インターチェンジから中之島見附インターチェンジまでの区間。

ホ）北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。

ヘ）北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。

ト）北陸自動車道の中之島見附インターチェンジから三条燕インターチェンジまでの区間。

チ）北陸自動車道の三条燕インターチェンジから新潟中央ジャンクションまで、磐越自動車道の新津インターチェンジから新潟中央インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の新潟中央ジャンクションから新潟亀田インターチェンジまでの区間。

リ）北陸自動車道の三条燕インターチェンジから新潟西インターチェンジまでの区間。

ホ　割引相互間の適用関係

㈠　マイレージ割引との重複適用関係

本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

㈡　深夜割引又は休日割引との重複適用関係

本割引と深夜割引又は休日割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、深夜割引又は休日割引は適用しないものとする。

㈢　平日朝夕割引との重複適用関係

本契約の期間内において、本契約における適用区間内外の通行に関わらず平日朝夕割引は適用しないものとする。

㈣　障害者割引との重複適用関係

本割引と障害者割引の割引適用要件に該当する自動車の場合、障害者割引は適用しないものとする。

高速道路工事開始公告

本会社において、高速道路の工事を下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法第22条第１項の規定に基づき公告します。

令和８年３月31日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　由木　文彦

記

路線名	工事の区間	工事の種類	工事開始の日
東関東自動車道水戸線 （茨城県潮来市延方から茨城県鉾田市秋山まで）	茨城県潮来市前川から 茨城県潮来市古高まで 茨城県潮来市古高から 茨城県潮来市川尾まで 茨城県行方市石神から 茨城県行方市石神まで 茨城県行方市中根から 茨城県行方市中根まで	新設工事	令和８年４月１日

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第15号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及びその徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）一部について下記のとおり変更、１．⑵㉔及び２．⑶⑤に基づく企画割引として下記のとおり実施、１．⑶に基づく社会実験として下記のとおり実施するとともに、令和４年11月４日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告」を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年３月31日

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　縄田　　正

Ⅰ．料金公告の一部変更

料金公告中、１．⑵②ロ㈠のうち

「令和８年３月31日」を「令和９年３月31日」に改める。

料金公告中、１．⑵⑦イのうち

「なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するＥＴＣ車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを１回の通行とみなすものとする。」を削る。

料金公告中、１．⑵⑰ハのうち

「令和７年４月５日から同年11月30日」を「令和８年４月４日から同年11月29日」に改める。

Ⅱ．１．⑵㉔及び２．⑶⑤に基づく企画割引に係る公告

１．企画割引「信州めぐりフリーパス2026」

⑴　割引をする自動車

⑶に定める期間のうち連続する最大２日間若しくは３日間に、⑷①に定める区間内のインターチェンジから⑷③に定める区間内のインターチェンジまで往復し、⑷③に定める区間を通行（ただし、当該区間内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。以下同じ。）（以下「首都圏発着型」という。）、⑶に定める期間のうち最大２日間若しくは３日間に、⑷②に定める区間内のインターチェンジから⑷③に定める区間内のインターチェンジまで往復し、⑷③に定める区間を通行（以下「名古屋発着型」という。）又は⑶に定める期間のうち連続する最大２日間に⑷③に定める区間を通行（以下「周遊型」という。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための申込みがなされている場合に限る。）。